

令和8年度 竹富町第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務
にかかる企画提案書募集要領

1 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定するものである。

竹富町における高齢化の現状、今後の人口動態、高齢者を取り巻く環境の変化や課題を的確に把握・分析し、地域包括ケアシステムの皿ある深化・推進、介護保険財政の健全化、及び高齢者福祉施策の充実を図るための次期計画（令和9年度～令和11年度）を策定することを目的とする。

2 委託業務の内容

「介護予防・日常生活圏ニーズ調査」及び「在宅生活改善調査」の取りまとめ
高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅生活改善調査」を地域包括ケア「見える化」システムを活用した集計作業から日常生活圏域ごとの高齢者の生活課題の把握や今後のケアプランサービスへの反映、地域全体の課題を分析し、報告書を作成する。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 提案上限額

4,630,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案にあつては、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）、地方公共団体又は公共的団体又は地方公共団体発注の同種業務又は類似業務の受注・完了実績があること。
- (4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (5) 今回の業務に際して、主として本業務に従事する1名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格(1)及び(2)の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格(3)から(5)までの要件を満たす者で

あること。

6 応募方法

企画提案にかかる応募申請を行おうとする者は、次により申し込むものとする。

(1) 応募書類

- ア 応募申請書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 会社概要（様式3）
- エ 業務実績書（様式4）※応募資格(3)が明記されていること
- オ 積算書（様式5）
- カ 執行体制（様式6）
- キ 事業計画（様式7）
- ク 質問書（様式8）
- ケ 共同企業体協定書（様式9）※共同企業体で応募する場合のみ。
- コ その他の書類（様式任意）※共同企業体で応募する場合は代表事業者のもの
 - ① 定款、規約その他これらに類する書類
 - ② 登記簿謄本の写し

(2) 応募様式

指定の様式を基本とするが、必要に応じ様式の変更を可とする。ただし、A4版を使用すること。

(3) 提出方法

電子メール、郵送または持参にて提出するものとし、期限内に到着するよう送付すること。

(4) 提出部数

提出部数は、(1)の「ア 応募申請書（様式1）」及び「ケ 共同企業体協定書」、「コ その他の書類」については1部とし、「イ～キ」の応募書類については7部とする。ただし、電子メールにより提出する場合は、電子データ一式のみで差し支えない。

(5) 提出期限

令和8年6月3日（水）15時必着

(6) 提出場所

竹富町役場福祉支援課

7 審査の方法

応募のあった企画提案については、選定委員会を設置し書類審査又はプレゼンテーション等を実施して審査を行い、最も優れた企画提案書を提出した者を最上位入選者として選定する。プレゼンテーションを行う場合の開催場所は、竹富町役場又はWEB会議システムにて行うものとする。なお、WEB会議システムを用いた実施を希望する場合、プレゼンテーションに使用するWEB会議室は応募者が用意するものとし、竹富町は接続不良等の不具合に関する責は負わない旨を了承すること。

ただし、応募者多数の場合は、福祉支援課において書類審査を行い、おおむね3者を選定委員

会への参加者として選定するものとする。

また、応募者が1者の場合は、選定委員会において書類審査又はプレゼンテーション等を実施の上、総合的に優れていると判断できる場合には、当該応募者を選定事業者候補とする。

審査結果については、応募者全員に文書で通知するものとする。なお、審査の結果や、内容についての問い合わせには応じないものとする。

8 委託契約の締結

選定された最上位者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。ただし、最上位者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者と協議し、契約するものとする。

9 企画提案に係るスケジュール

(1) 募集期間

令和8年5月20日（水）～令和8年6月3日（水）15時まで

(2) 質問受付

令和8年5月20日（水）～令和8年5月27日（水）17時まで

質問書（様式8）を電子メールにて提出すること

※ 提出先：fukushi@town.taketomi.okinawa.jp

(3) 応募締切

※ 令和8年6月3日（水）15時までに関係書類必着

(4) 企画提案審査

令和8年6月9日（火）（予定）

(5) 審査結果通知

令和8年6月中旬（予定）

(6) 委託契約締結

令和8年6月中旬（予定）

10 その他

(1) 費用の負担及び提出書類の非返却

提出書類等の作成・提出その他応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) 企画提案書等の非公表

提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については、公表しない。

(3) 提案件数

提出する企画提案書は、1事業者当たり（共同企業体含む）1案に限るものとする。

(4) 応募の無効

募集要領に適合しない応募は無効とする。

(5) 事務取扱

竹富町の休日を定める条例（平成5年竹富町条例第19号）第1条第1項に規定する町の休日を

除く、9時から17時までとする。

(6) 資料の閲覧

本業務を行うに当たって、企画提案希望者は、必要に応じて関連業務の報告書を、所定の手続を経て竹富町役場内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、11に記載の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、本業務における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

11 提出先及び連絡先

竹富町役場福祉支援課 介護・地域支援係

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番1

TEL：0980-83-7415（内線1203） FAX：0980-82-3745（直通）

E-mail：fukushi@town.taketomi.okinawa.jp